

中国：重要軍需産業施設保護条例の制定

—軍事施設保護法との関係を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生

目 次

はじめに

I 中国の軍事企業及びその管理体制

- 1 軍事企業の管理体制
- 2 中国の軍事企業

II 軍事施設保護法の概要

- 1 制定・改正の経緯
- 2 2021年改正法の構成
- 3 2021年改正法の概要

III 重要軍需産業施設保護条例の概要

- 1 制定の経緯
- 2 構成
- 3 総則（第1章）
- 4 重要軍需産業施設の保護区域及び保護措置（第2章、第3章等）
- 5 管理組織の責任及び義務（第4章）
- 6 保障及び監督（第5章）
- 7 法的責任（第6章）

おわりに

翻訳：重要軍需産業施設保護条例

キーワード：軍民融合、軍事企業、国防科学技術工業、軍需産業施設、軍事施設

要 旨

中国の軍事企業は、国務院及び中央軍事委員会の指導下にある国有企业グループを中心とする。軍が直接使用する軍事施設の保護を定める軍事施設保護法によって、軍事施設の保護体制が整備された後、軍事企業が有する軍需産業施設の保護については、その規定を準用し、国務院と中央軍事委員会によって別途規則を定めることとされた。これに基づき、2025年5月、国務院及び中央軍事委員会により、重要軍需産業施設保護条例が制定された。同条例では、軍事施設とは保護の強度上の差異を設けつつ、同様の方式によって重要軍需産業施設の保護体制が定められる一方、軍需産業施設の性質に即して規定が詳細化され、軍事企業による同施設の管理義務が明確化された。

はじめに

中国では、2015年に「軍民融合」を国家戦略に定め⁽¹⁾、軍用・非軍用（民用）の両方に利用可能な科学技術の開発を重視し、軍及び軍事企業の生産能力・技術の非軍事部門への転換、非軍事部門で開発された先端技術の軍事利用等を積極的に推進し、研究開発及び生産の能力・効率性を高めている。その中で、軍事企業は、兵器・装備の研究開発・生産等の役割を担う重要な存在であり、軍事企業が有する兵器・装備の研究開発・生産等のための施設・設備は、中国の軍事能力の整備及び行使にとって不可欠である。これら施設・設備の保護については、軍が管轄する軍事施設を保護するための法律である軍事施設保護法⁽²⁾において、関係法規を別途定めることとされていた。同法等に基づき、2025年5月、重要軍需産業施設⁽³⁾を保護するための行政法規⁽⁴⁾かつ軍事法規⁽⁵⁾である重要軍需産業施設保護条例（以下「本条例」）⁽⁶⁾が制定された。

以下、本稿では、Iにおいて、中国の軍事企業とその管理体制を概観し、IIにおいて、根拠法である軍事施設保護法について、その2021年改正法の概要を紹介する。IIIにおいて、軍事施設保護法の内容と比較しつつ、本条例の内容を紹介する。あわせて、本条例の日本語訳を示す。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年11月14日である。本稿では、中国の法律等の原文は、国家法律法規データベース（「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>）から閲覧した。[]内の語句は、訳文を訳者が補ったものである。

- (1) 岩本広志・八塚正晃「中国の軍民融合発展戦略」『中国安全保障レポート 2021』防衛研究所, 2020, pp.56-72.
- (2) 「中华人民共和国军事设施保护法」2021年6月10日改正、同年8月1日施行。中華人民共和国主席令第87号。日本語訳には、「軍事施設保護法」中国綜合研究所・編集委員会編『現行中華人民共和国六法』ぎょうせい、1988-（加除式資料）、pp.770-784がある。
- (3) 重要軍需産業施設保護条例における重要軍需産業施設（「重要军工设施」）の定義については、III 3(2)参照。
- (4) 立法法（「中华人民共和国立法法」2023年3月13日改正、同年3月15日施行）第72条では、法律を実行する上で必要となる事項及び国務院の職権の範囲内の事項について、国務院が、憲法及び法律に基づき制定できると定める。
- (5) 立法法第117条では、中央軍事委員会が制定し、軍、武装警察等の内部で適用されると定める。
- (6) 「重要军工设施保护条例」2025年5月19日公布、同年9月15日施行。中央軍事委員会主席（習近平）及び国务院總理（李強）により、中華人民共和国国务院・同中央軍事委員会令（第808号）として公布された。

I 中国の軍事企業及びその管理体制

1 軍事企業の管理体制

国防分野の基本法である国防法⁽⁷⁾では、国務院の職権の一つとして、国防に係る科学研究・生産の指導及び管理が規定されている（第14条）。この職権を遂行するための組織として、現在、国務院に国家国防科学技術工業局⁽⁸⁾が置かれている。

また、国防法では、中央軍事委員会の職権の一つとして、国務院と協力し、国防に係る科学研究・生産の指導及び管理が含まれる（第15条）。中央軍事委員会では、習近平政権の軍の組織機構改革⁽⁹⁾の結果、2016年、国防科学研究・生産に対する指導及び管理を行う任務を有する組織として、装備発展部⁽¹⁰⁾が新たに成立した。

2 中国の軍事企業

国務院及び中央軍事委員会によって指導・管理される中国の軍事企業は、国防の重要プロジェクトの推進を担う国有企業グループを中核とする。これらは、6分野（核、航空、電子情報、兵器、船舶、宇宙）の国防科学技術の研究・生産を行うため設立された国の部門を源流とし⁽¹¹⁾、1982年以降、徐々に国有企業に転換されたものであり、数度の整理再編を経て、現在は、10の企業グループに統合されている（表1参照）。

(7) 「中华人民共和国国防法」2020年12月26日改正、2021年1月1日施行。中華人民共和国主席令第67号。湯野基生「【中国】国防法の改正」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, pp.26-27. <<https://doi.org/10.11501/11633271>>

(8) 1982年に、国務院と中央軍事委員会に両属する国防科学技術工業委員会として発足した。1998年に改組され、中央軍事委員会を離れ、国務院の組織となった。2008年、国務院の機構再編後、現在の名称に改称され、工業及び情報化部（「工业和信息化部」。部は日本の省に相当）の外局の位置付けとなった。

(9) 茅原郁生『中国人民解放軍—「習近平軍事改革」の実像と限界—』PHP研究所, 2018等を参照。

(10) 中央軍事委員会に直属する15の部門の一つである。「国防部召开军委机关调整组建专题新闻发布会」2016.1.11. 中国政府网 <https://www.gov.cn/xinwen/2016-01/11/content_5032169.htm> ;「新时代的中国国防」『人民日报』2019.7.25.

(11) 「国防工業省庁組織の変遷」茅原郁生編『中国軍事用語事典』蒼蒼社, 2006, p.508.

表1 中国の10大軍事企業集団（グループ）の概要

グループ名	規模、主要製品等
中国核工業集団（中国核工业集团有限公司） China National Nuclear Corporation	職員数約18万人。12の直属組織、11の系列企業を有する。資産総額約1兆4千億元（2024年）。
中国宇宙科学技術集団（中国航天科技集团有限公司） China Aerospace Science and Technology Corporation	衛星システム「北斗」等を開発。職員数約17万人。27の下部組織、15の上場企業を有する。
中国宇宙科学工業集団（中国航天科工集团有限公司） China Aerospace Science and Industry Corporation	弾道ミサイル「東風」等を開発。職員数約13万人。24の下部組織、8の上場企業を有する。
中国航空工業集団（中国航空工业集团有限公司） Aviation Industry Corporation of China	ステルス戦闘機「殲20（J-20）」等を開発。職員数約40万人。2023年営業収益約826億米ドル（中国第41位）
中国船舶集団（中国船舶集团有限公司） China State Shipbuilding Corporation	空母「遼寧」等を開発。職員数約20万5千人。84の下部組織、上場企業を有する。資産総額約1兆元。
中国兵器工業集団（中国兵器工业集团有限公司） China North Industries Group Corporation	職員数約22万6千人。50以上の直属組織等を有する（2024年）。2024年営業収益約615億米ドル（中国第57位）
中国兵器裝備集団（中国兵器装备集团有限公司） China South Industries Group Corporation	職員数約16万人。44の系列組織を有する。2024年営業収益約454億米ドル（中国第82位）
中国電子科学技術集団（中国电子科技集团有限公司） China Electronics Technology Group Corporation	職員数約24万人。19の上場企業を有する。2023年営業収益約560億米ドル（中国第69位）
中国航空発動機集団（中国航空发动机集团有限公司） Aero Engine Corporation of China	軍用航空エンジン「太空」等を開発。職員数約7万2千人。27の直属組織、5の上場企業を有する。
中国電子情報産業集団（中国电子信息产业集团有限公司） China Electronic Corporation	職員数約18万9千人。16の上場企業を有する。2024年営業収益約370億米ドル（中国第105位）

（注）1人民元は約20.8円、1米ドルは148円（令和7年11月報告省令レート）。営業収益は、小数点以下切捨て。
 （出典）「2025年《财富》中国500强」2025.7.22. 财富中文网 <https://www.fortunechina.com/fortune500/c/2025-07/22/content_467056.htm>等を基に筆者作成。なお、各集団の職員数、下部組織、系列企業等の情報は、主に各集団のウェブサイトの情報に依拠している。

軍事企業が有する軍需産業施設については、その管理について定める行政法規⁽¹²⁾が2011年に制定されてはいたが、保護について体系的に規定する法令は、長らく制定されなかった。軍が直接関わる軍事施設の保護について定める軍事施設保護法が制定された後、重要軍需産業施設に対しても、軍事施設に準じた保護体制が敷かれることが明確になり、同法を根拠法として本条例が制定されることになった。次章では、軍事施設保護法の概要を紹介する。

II 軍事施設保護法の概要

1 制定・改正の経緯

軍事施設保護法は、軍が直接管理する軍事施設の安全を保護し、その使用性能及び軍事活動の正常な進行を保障すること等を目的とする（第1条）法律であり、1990年に制定され、2001年には実施細則⁽¹³⁾も制定された。その後、同法は、2009年及び2014年に一部改正がなされ⁽¹⁴⁾、2021年には全部改正が行われている⁽¹⁵⁾。以下、2021年改正後の同法（以下「2021

(12) 「军工关键设备设施管理条例」2011年6月24日公布、同年10月1日施行。中華人民共和国国务院・中央軍事委員会令（第598号）。同条例の対象となる「軍需産業基幹設備・施設（军工关键设备设施）」は、兵器・装備の科学研究・生産で直接使用される実験施設、生産工程設備等の専用の設備・施設を指す（第2条）。施設の保護に関して、特殊な管理・制御を要する施設には、外周に安全制御範囲（Ⅲ4(2)参照）を設定し、安全警戒標識を設置しなければならない（第14条）等の規定がある。

(13) 「中华人民共和国军事设施保护法实施办法」2001年1月12日公布・施行。中華人民共和国国务院令第298号。

(14) 岡村志嘉子「【中国】軍事施設保護法の改正」『外国の立法』No.260-2, 2014.8, pp.18-19. <<https://doi.org/10.11501/8716585>>; 总参谋部作战部ほか『《中华人民共和国军事设施保护法》释义』中国民主法制出版社, 2014.

年改正法」)の主な内容を概観する。

2 2021年改正法の構成

2021年改正法は、全8章72か条から成る。構成は、次のとおりである。第1章「総則」(第1条～第8条)、第2章「軍事禁区〔及び〕軍事管理区の設定」(第9条～第15条)、第3章「軍事禁区の保護」(第16条～第20条)、第4章「軍事管理区の保護」(第21条～第24条)、第5章「軍事禁区〔及び〕軍事管理区に入らない軍事施設の保護」(第25条～第35条)、第6章「管理の職責」(第36条～第52条)、第7章「法的責任」(第53条～第68条)、第8章「附則」(第69条～第72条)。以下、概要を紹介する。

3 2021年改正法の概要

(1) 軍事施設及びその保護区域

軍事施設とは、国が軍事目的で直接使用する、指揮を行う軍事機関の使用施設等⁽¹⁶⁾、軍用飛行場、兵営、訓練場、軍用倉庫、軍用の情報インフラ施設、軍用の観測所、軍用道路等の建物、場所及び設備をいう。軍の任務実行に必要となる臨時施設もこれに含まれる(第2条)。

軍事施設を保護するため、①重要な軍事施設があり、又は施設の安全・秘密保護の条件が厳しく、重大な危険要素があり、特別な措置により重点的に保護する必要のある軍事区域は「軍事禁区(進入禁止区域)」とされ、②比較的重要な軍事施設があり、又は施設の安全・秘密保護の条件が比較的厳しく、比較的大きな危険要素があり、特別な措置により保護する必要のある軍事区域は「軍事管理区」とされる(第9条)。これらは国务院及び中央軍事委員会により確定され、又は国务院及び中央軍事委員会の定めに基づき、関係軍事機関により確定される(第10条)。その範囲は、省級⁽¹⁷⁾政府及び軍級⁽¹⁸⁾以上の軍事機関等によって共同で設定される(第11条)。

(2) 保護区域における保護

軍事禁区及び軍事管理区に対し、県級以上の地方政府は、国が統一的に定める様式に従い、標識板を設置する(第12条)。軍事禁区は、陸地と水域に区分される。陸地の軍事禁区には、壁を構築し、鉄条網等を設置し、水域の場合は、障害物又は境界標識を設置する(第16条)。軍事管理区についても、壁を構築し、鉄条網又は境界標識を設置する(第21条)。

軍事禁区に対しては、管理組織に属さない人員、車両、船舶等の進入、上空の低空飛行、撮影、録音、測量、測位等の行為は、(関係軍事機関の承認があった場合を除き)禁止される(第17条)。軍事管理区に対して同様の行為を行うことは禁止されないが、その管理組織の承認を得る必要がある(第22条)。

陸地の軍事禁区及び軍事管理区における非軍事施設の建設・設置、地下空間の開発・利用は、

(15) 盛斌「关于《中华人民共和国军事设施保护法(修订草案)》的说明」『中华人民共和国全国人民代表大会常务委员会公报』2021年5号, 2021.11, pp.999-1001. <<http://www.npc.gov.cn/wxzhgb/c27214/gb2021/202108/P020230313537197180484.pdf>>;「军事设施保护法修订：筑起新时代军事设施保护“长城”」『中国人大』2021年12期, 2021.6, pp.25-26.

(16) 中国語原文「指挥机关」。总参谋部作战部ほか 前掲注(14), p.32.

(17) 中国の地方行政区画は、省級、地区(市)級、県級、郷級の4階層から成る。

(18) 中国の軍組織の等級の一つで、戦区(2016年に新設された最大の編成単位であり軍管区)級の下に属する集團(複数の師団、旅団等から成る。)、省軍区(省級行政区に置かれる軍組織)等が含まれる。

(軍事機関が承認した場合を除き) 禁止される (第 18 条、第 23 条)。

(3) 保護区域外における保護

軍の任務の必要に応じ、臨時的に設置される軍事施設 (第 2 条) に対し、陸地又は水域の軍事禁区・軍事管理区を設定する場合は、県級以上の地方政府及び団級⁽¹⁹⁾ 以上の軍事機関により確定される (第 15 条)。

軍事禁区内の保護措置だけでは、軍事施設の安全・秘密保護等を保証できない場合、省級の政府、関係軍事機関等は、軍事禁区の外周に安全制御範囲を設定し、安全警戒標識を設置することができる (第 19 条)。安全制御範囲によって、元々の土地の所有権が変更されることはないが、範囲内における爆破、射撃等の活動は禁止される (第 20 条)。

軍事禁区及び軍事管理区に入らない軍事施設においても、土砂の採取、爆破等の、施設の使用性能に影響を及ぼす活動をしてはならない (第 26 条)。軍用飛行場の空域保護区域⁽²⁰⁾ では、高度基準を超える建築物等の増改築は禁止され、飛行の安全や関係設備の機能に影響を及ぼす活動をしてはならない (第 29 条)。軍用無線施設についても、その機能に影響を及ぼす施設や電磁障害物の建設等が禁止され、その電磁環境に影響を及ぼす活動をしてはならない (第 33 条)。

III 重要軍需産業施設保護条例の概要

1 制定の経緯

軍事施設保護法の 2014 年改正により、同法第 51 条 (2021 年改正法第 70 条) に「国防科学技術工業の重要な兵器・装備に係る科学研究、生産、実験、保管等の施設の保護については、この法律の関係規定を参照して実行する。具体的な規則及び施設一覧については、国務院及び中央軍事委員会が定める」という条文が加えられた⁽²¹⁾。その後、2016 年の国務院の立法計画に、「国防科学技術工業兵器・装備科学研究生産施設保護条例」の制定が盛り込まれ⁽²²⁾、2017 年及び 2020 年には、同条例の草案が公開され、パブリックコメント募集も行われた⁽²³⁾。しかし、その後現在に至るまで、同条例の名称では制定されていない。

中国の法令において、「重要軍需産業施設」という用語が最初に確認できるのは、2023 年制定の無人操縦航空機飛行管理暫定条例⁽²⁴⁾ である。その後、2025 年 5 月の国務院立法計画にお

(19) 中国の軍組織の等級のうち、連隊に相当する組織が含まれる。

(20) 中国語原文「净空保护区域」。飛行機（ヘリコプターを含む。）の離着陸の安全を保障するため飛行場及びその周囲に設定される、物体の高度を制限する空域を指す。总参谋部作战部ほか 前掲注(14), p.197.

(21) 核兵器、ミサイル、原子力潜水艦等のような「重要な兵器・装備」の研究開発等に関わる施設の保護については、軍事施設保護法の総則、軍事禁区・軍事保護区の設定、周辺環境の管理、法的責任等の規定が準用され、施設内の安全管理等については、主管部門の規則が適用されると説明されている。同上, p.177.

(22) 「国务院办公厅关于印发国务院 2016 年立法工作计划的通知」2016.4.13. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/2016-04/13/content_5063670.htm>

(23) 「国防科工局关于《国防科技工业武器装备科研生产设施保护条例（草案）》再次公开征求意见的通知」2020.1.19. 国家国防科技工业局 <<https://www.sastind.gov.cn/n10086167/n10086216/c10402438/content.html>> 2020 年公開の草案第 2 条では、「国防科学技術工業兵器・装備の科学研究・生産施設」とは、国防の科学研究・生産を担う企業・事業組織（後掲注(26)）が、重要な兵器・装備の科学研究、生産、実験、保管等の活動で直接使用する（管理、研究開発、生産等の機能を有する）建造物、場所及び設備を指し、以降の条文では「軍需産業施設（军工设施）」と略称することとされている。これは本条例における重要軍需産業施設の定義とほぼ同様である。

いて、本条例の制定が初めて明記され⁽²⁵⁾、同月 19 日に公布され、同年 9 月 15 日に施行された。

2 構成

本条例は、全 7 章 51 か条から成る。構成は、次のとおりである。第 1 章「総則」（第 1 条～第 8 条）、第 2 章「重要軍需産業施設保護区域の設定」（第 9 条～第 11 条）、第 3 章「重要軍需産業施設の保護措置」（第 12 条～第 22 条）、第 4 章「重要軍需産業施設の管理組織の責任〔及び〕義務」（第 23 条～第 32 条）、第 5 章「保障及び監督」（第 33 条～第 40 条）、第 6 章「法的責任」（第 41 条～第 50 条）、第 7 章「附則」（第 51 条）。以下、概要を紹介する。

3 総則（第 1 章）

（1）目的

本条例は、重要軍需産業施設の安全を保護し、その使用性能及び軍需産業に係る科学研究、生産、実験、保管等の活動の正常な進行を保障する等のため、国防法、軍事施設保護法等の法律に基づき制定される（第 1 条）。

（2）重要軍需産業施設

重要軍需産業施設とは、国防の科学研究・生産を担う企業・事業組織⁽²⁶⁾が、重要な兵器・装備の科学技術等の活動で直接使用する、管理、研究開発、製造等に用いる場所、実験用の場所・装置、製品倉庫、通信、観測等の施設、専用港湾、ふ頭、飛行場等の建物、場所及び装置をいう。国务院及び中央軍事委員会が一覧を作成して定める（第 2 条）。

重要軍需産業施設の保護に関する職責は、国务院の国防科学技術工業主管部門（国家国防科学技術工業局）が、中央軍事委員会の装備發展部と共同で履行する（第 4 条）。重要軍需産業施設の所在する企業・事業組織が、その管理組織とされる（第 5 条）。

中華人民共和国の組織及び国民は、重要軍需産業施設を保護する義務があり、いかなる組織又は個人も、同施設を破壊し、危害を及ぼしてはならない（第 7 条）。これらは、軍事施設保護法第 1 章にも同様の規定がある。

4 重要軍需産業施設の保護区域及び保護措置（第 2 章、第 3 章等）

（1）保護区域

重要軍需産業施設の保護は、保護区域の設定により行われる（第 6 条）。保護区域の範囲は、管理組織の使用する陸地及び海域・島しょの範囲内で設定される（第 9 条）。軍事施設の保護区域は、軍事禁区及び軍事管理区に区分されるのに対し、重要軍需産業施設の保護区域には、そうした区分はない。保護区域は、自然環境や文化財を保護し、経済発展、住民生活等への影響を抑えるよう設定・調整されなければならない（第 10 条）、標識板を設置しなければならない

(24) 「中华人民共和国无人驾驶航空器飞行管理暂行条例」2023 年 5 月 31 日公布、2024 年 1 月 1 日施行。中華人民共和国国务院令第 761 号。重要軍需産業施設の保護区域をドローンの飛行管制空域の一つとする（第 19 条）。また、軍需産業施設等での違法な撮影を禁止する（第 34 条）。湯野基生「【中国】ドローン飛行管理暫定条例の制定」『外国の立法』No.298-2, 2024.2, p.37. <<https://doi.org/10.11501/13331983>>

(25) 「国务院办公厅关于印发《国务院 2025 年度立法工作计划》的通知」2025.5.14. 中国政府网 <https://www.gov.cn/zhengce/content/202505/content_7023697.htm>

(26) 中国語原文「事业单位」。教育、医療等の公共サービスのため国が設立する非営利の事業体をいう。

(第 11 条)。これらは、軍事施設保護法第 2 章にも同様の規定がある。

(2) 保護措置

保護区域を保護する手段についても、軍事施設と共に類似する内容が多い。管理組織は、陸地の保護区域には壁を構築し、柵等の障害物を設置し、水域には境界標識等を設置しなければならない（第 12 条）。哨（しょう）戒所の設置、電子的監視、危険物検査等の安全防護措置を講じなければならない（第 13 条）。管理組織の許可なく、管理組織に属さない人員、車両、船舶等が、重要軍需産業施設の保護区域に進入し、保護区域内の撮影、録音、描画、記述⁽²⁷⁾を行うことは禁止される。実地調査、測量及び測位を行うことは禁止されないが、その管理組織の許可を得る必要がある（第 14 条）。

軍事施設と同様に、重要軍需産業施設の安全等に危害を及ぼす施設の設置、地下空間の利用等は、原則禁止される（第 15 条）。保護区域での保護措置だけでは、施設の安全等を十分保証できない等の場合、省級政府によって、保護区域の外周に安全制御範囲を設定することができる（第 16 条）。安全制御範囲の設定は、元々の土地の所有権等には影響しないが、範囲内での爆破、射撃等の活動が禁止される（第 17 条）。

重要軍需産業施設である飛行場の空域保護区域は、軍用飛行場の基準に準じて設定され、基準を超える高さの建物の増改築等は禁止される（第 18 条）。重要軍需産業施設である無線固定施設⁽²⁸⁾及び電磁実験施設については、その使用性能に影響を及ぼす障害物等を保護範囲内に設置すること等は禁止される（第 19 条）。

軍事施設と同様に、重要軍需産業施設で重要な活動を行う場合、秘密保護等のため、一定の期間、その周辺に臨時の統制を行い、人員、車両等の進入等を禁止することができる（第 20 条）。

保護区域に指定できない鉄道線路等については、線路の両側に安全保護区域を指定しなければならず、管理組織は、鉄道を保護する安全防護施設を設置しなければならない（第 21 条）。

5 管理組織の責任及び義務（第 4 章）

管理組織は、組織の人員を教育し、定期的な訓練を実施し（第 25 条）、文書管理、定期保守等を実施し（第 26 条）、施設の安全等に危害を及ぼす行為を阻止し（第 30 条）、施設周辺の社会環境の把握、関係部門への報告等を行い（第 31 条）、保護区域内の自然環境、文化財等を保護しなければならない（第 32 条）。これらは、軍事施設保護法第 6 章にも同様の規定がある。

一方、管理組織は、施設保護のための制度及び責任体制を構築整備し（第 23 条）、施設の建設、使用、保守等の全過程における安全管理を実施し（第 24 条）、緊急対応のための計画を策定し、訓練を行い（第 27 条）、ネットワーク及びデータの安全保護に係る責任を履行しなければならない（第 28 条）。同組織が治安警備上の重点組織⁽²⁹⁾であるときは、治安警備の機構を設置し、専任の要員を配置し、重点的保護を実施しなければならない。また、反スパイの重点

(27) 中国語原文「記述」。外観、特徴及び関係する内容を文字で再現することをいう。总参谋部作战部ほか 前掲注(14), p.68.

(28) 中国語原文「无线电固定设施」。無線送受信、方向探知、位置測位等を行う、非移動型の無線局。

(29) 中国語原文「治安保卫重点单位」。企業・事業組織内部治安警備条例（「企业事业单位内部治安保卫条例」2004 年 9 月 27 日改正、同年 12 月 1 日施行。中華人民共和国国务院令第 421 号）第 13 条によれば、国防科学技術工業の重要な研究、生産等を行う、国家の安全等に関わる組織で、地方政府により指定されたものをいう。

組織⁽³⁰⁾であるときは、その職責を専門に担う部門及び人員を明確にしなければならない（同条）。これらの規定は、軍事施設保護法には見られない。

6 保障及び監督（第5章）

各級政府は、重要軍需産業施設の保護に係る教育を強化する（第37条）。県級以上のお地方政府は、重要軍需産業施設の保護に係るプランを策定し（第33条）、経済・社会の発展計画等の作成、重要軍需産業施設の保護に影響を及ぼし得る建設計画の準備等の際には、国防科学技術工業管理部門の意見を十分に聴取し（第34条）、建設計画の準備、観光地の開発等に当たっては、重要軍需産業施設を避けて行い（第36条）、重要軍需産業施設の保護に影響を及ぼす潜在的危険等を整理・改善する（第39条）こととされた。これらは、軍事施設保護法第6章にも同様の規定がある。

一方、国務院の国防科学技術工業主管部門は、重要軍需産業施設のリスク管理のメカニズムを構築し、監督検査を行い（第38条）、管理組織の上級に当たる企業・事業組織は、管理組織による保護業務を指導し、必要な支援を与えなければならない（第40条）等の規定は、同法には見られない。

7 法的責任（第6章）

軍事施設保護法第7章では、軍事禁区等への不法な進入、安全制御範囲や飛行場の空域保護区域内における施設の安全等に危害を及ぼす活動、軍事禁区等に対する不法な撮影、録音等は、治安管理处罚法⁽³¹⁾の規定に基づき处罚することが定められている。本条例では、重要軍需産業施設への進入、安全制御範囲や飛行場の空域保護区域内における安全等に影響を及ぼす活動、保護区域に対する撮影、録音等は、危害の内容に応じ、公安機関若しくは国家安全機関⁽³²⁾により处罚され、又は刑事责任を追及される（第41条）。

そのほか、保護区域内における重要軍需産業施設の安全等に危害を及ぼす施設の建築等（第42条）、重要軍需産業施設である飛行場の空域保護区域内で、基準を超える建物等の増改築（第43条）、無線固定施設及び電磁実験施設の性能に影響を及ぼす活動の実施（第45条）、公職者の職務怠慢（第48条）等についての罰則並びに重要軍需産業施設の損害に対する賠償責任（第50条）等の規定は、軍事施設保護法第7章にも同様の規定がある。一方、無許可での保護区域上空の飛行（第44条）、専用線路⁽³³⁾等の破壊（第46条）、専用道路⁽³⁴⁾の占有又は道路の両

(30) 中国語原文「反間諜安全防范重点单位」。反スパイ法（「中华人民共和国反間諜法」2023年4月26日改正、同年7月1日施行。中華人民共和国主席令第4号）及び反スパイ・安全防備業務規定（「反間諜安全防范工作規定」『中华人民共和国国务院公报』2021(14), 2021.5. <https://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5609088.htm> 2021年4月26日公布・施行）によれば、国家安全機関（後掲注(32)）から指定され、スパイ防止のためのより強力な管理体制の整備等を義務付けられた組織をいう。

(31) 「中华人民共和国治安管理处罚法」2025年6月27日改正、2026年1月1日施行予定。中華人民共和国主席令第49号。

(32) 国務院の国家安全部及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(33) 中国語原文「专用铁路」。鉄道法（「中华人民共和国铁路法」2015年4月24日改正・施行）第2条では、企業等組織が建設し、専ら当該組織のための輸送用に提供される線路と規定される。

(34) 中国語原文「专用公路」。道路法（「中华人民共和国公路法」2017年11月4日改正、同年11月5日施行）第11条では、企業等組織が建設し、維持管理を行い、専ら又は主として当該組織のための輸送用に提供される道路と規定される。

側での安全等に危害を及ぼす行為（第47条）、管理組織による保護責任の不履行（第48条）等についての罰則は、軍事施設保護法には見られない。

終わりに

以上概観してきたとおり、本条例は、軍事施設保護法の規定を踏まえ、軍事施設とは保護の強度上の差異を設けつつ、同様の方式による保護体制を定める一方、軍需産業施設の性質に即して詳細化し、軍事企業の管理義務を明確化するものである（表2参照）。

中国では、米国を始めとする西側諸国との関係が悪化している国際環境の中、国内では国家の安全を重視し、軍事施設等に対する機密漏えい行為への注意を国民に呼び掛けている⁽³⁵⁾。また、ロシアによるウクライナへの侵略において、ウクライナの軍需産業施設が集中的に攻撃されたことも指摘されており⁽³⁶⁾、本条例には、そうした危機意識が反映されていると考えられる。

表2 重要軍需産業施設保護条例及び軍事施設保護法の主な内容の比較

	重要軍需産業施設保護条例（2025年）	軍事施設保護法（2021年）
目的	重要軍需産業施設の安全を保護し、その使用性能及び軍需産業に係る科学研究、生産、実験、保管等の活動の正常な進行を保障する等（第1条）	軍事施設の安全を保護し、その使用性能及び軍事活動の正常な進行を保障する等（第1条）
対象施設	重要軍需産業施設：国防の科学研究・生産を担う企業・事業組織が、重要な兵器・装備の科学研究、生産、実験、保管等で直接使用する①管理、研究開発、製造等の場所、②実験用の場所・装置、③製品倉庫等、④文書庫等、⑤通信、観測等の施設、⑥専用港湾、ふ頭、飛行場等の建物、場所及び装置。その一覧は、國務院及び中央軍事委員会が定める（第2条）	軍事施設：国が軍事目的で直接使用する①指揮機関並びに指揮及び作戦用の地上・地下の工事に係る建造物、②軍用飛行場、港湾、ふ頭、③兵営、訓練場、実験場、④軍用倉庫、⑤軍用の情報インフラ、偵察・航行誘導・観測の施設・拠点、軍用の測量・航行誘導・航行援助の標識、⑥軍用の道路、専用鉄道路線、軍用の送電線、軍用の輸送管、⑦国境防衛及び海上防衛の管理施設等の建物、場所及び施設（第2条）
保護区域	重要軍需産業施設は、保護区域の設定により保護される（第6条）	軍事禁区：重要な軍事施設があり、又は秘密保護等の条件が厳しく、重大な危険要素があり、国が特別な措置により重点的に保護する必要のある区域（第9条） 軍事管理区：比較的重要な軍事施設があり、又は秘密保護等の条件が比較的厳しく、比較的大きな危険要素があり、国が特別な措置により保護する必要のある区域（第9条）
禁止行為	管理組織以外の人員、車両、船舶等の進入、撮影、録音、描画及び記述は（管理組織の同意がある場合を除き）禁止される。実地調査、測量、測位を行う場合は、省級の主管部門の同意を得る必要がある。それらの情報のデータの使用には、省級の主管部門の同意を得る必要がある（第14条）	軍事禁区：管理組織以外の人員、車両、船舶等の進入、航空機による上空の低空飛行、撮影、録音、実地調査、測量、測位、描画及び記述は（関係軍事機関の承認がある場合を除き）禁止される。それらの情報のデータの使用には、関係軍事機関の承認を得る必要がある（第17条） 軍事管理区：同様の行為を行う場合は、同区の管理組織の承認を得る必要がある（第22条）

(35) 例えば、次の記事などがある。「焦点访谈：“军迷”莫入迷途」2023.4.17. 央视网 <<https://news.cctv.com/2023/04/17/ARTII9kWYf4NEA4g6oiz5ZMC230417.shtml>>；「非法拍摄我军装备设施，他们被判刑！」2024.4.15. 环球网 <<https://hqtime.huanqiu.com/article/4HP70PwTosY>>

(36) 郭延朋ほか「重要军工设施战时面临威胁与防护思考」『防护工程』47卷1期, 2025.2, pp.55-62.

保護措置	陸地の保護区域には、壁、柵等の障害物を、水域の場合は、障害物又は境界標識を設置しなければならない（第12条） 管理組織は、安全防護措置を講じなければならない： （陸地）哨（しょう）戒所の設置、電子的監視、身分認証、出入管理、車両阻止等の技術的防護措置、人員、車両及び物品・物資への検査、特別な対応を要する区域又は部分での電子的監視、危険物検査等 （水域）哨戒所の設置、早期警戒探知、侵入警報等（第13条）	陸地の軍事禁区内には、壁及び鉄条網等の障害物を、水域の場合は、障害物又は境界標識を設置しなければならない（第16条） 軍事管理区には、壁を構築し、鉄条網又は境界標識を設置しなければならない（第21条） 管理組織は、その重要な場所に対し、安全監視及び技術的防備の措置を講じなければならない（第43条）
	省級政府は、保護区域の外周に安全制御範囲を設定し、安全警戒標識を設置することができる（第16条）	省級政府、関係軍事機関等は、軍事禁区内に安全制御範囲を設定し、安全警戒標識を設置することができる（第19条）
	次の行為を行ったときは、公安機関若しくは国家安全機関が処罰し、又は犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及する（第41条） ①重要軍需産業施設への進入 ②重要軍需産業施設外周の安全制御範囲内での同施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす活動 ③重要軍需産業施設である飛行場の空域保護区域内で、飛行の安全及び航行援助施設の使用性能に影響を及ぼす活動 ④同施設に対する撮影、録音、描画、記述、実地調査、測量、測位の不法な実行又はそれらの情報のデータの不法な使用 ⑤保護区域の壁、障害物、境界標識、警告標識、技術的防護設備等の破壊又は移動 ⑥無線施設の正常な業務に対する故意の妨害又は同施設に対する有害な干渉 ⑦臨時の統制措置の違反 ⑧重要軍需産業施設保護区域の科学的研究・生産の秩序を乱し、及び重要軍需産業施設の安全に危害を及ぼすその他の行為	次の行為を行い、制止に従わなかったときは、治安管理処罰法第23条（2025年改正後は第26条）の処罰規定を適用する（第60条） ①軍事禁区内及び軍事管理区への不法な進入又は航空機による水域軍事禁区内空の低空飛行 ②軍事禁区内又は軍事禁区内外の軍事施設から一定の距離内での軍事施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす活動 ③軍用飛行場の空域保護区域内で、飛行の安全及び航行援助施設の使用性能に影響を及ぼす活動 ④軍事禁区内・軍事管理区に対する撮影、録音、実地調査、測量、測位、描画及び記述の不法な実行 ⑤軍事禁区内・軍事管理区の管理の秩序を乱し、及び軍事施設の安全に危害を及ぼすその他の行為で、刑事罰を受けないもの

（出典）重要軍需産業施設保護条例及び軍事施設保護法の条文を基に筆者作成。

(ゆの もとお)

重要軍需産業施設保護条例

重要军工设施保护条例

(2025年5月19日中華人民共和国国务院・中華人民共和国中央軍事委員会令(第808号)により公布、2025年9月15日施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 湯野 基生訳

【目次】

- 第1章 総則
- 第2章 重要軍需産業施設保護区域の設定
- 第3章 重要軍需産業施設の保護措置
- 第4章 重要軍需産業施設の管理組織の責任〔及び〕義務
- 第5章 保障及び監督
- 第6章 法的責任
- 第7章 附則

第1章 総則

第1条

重要軍需産業施設⁽¹⁾の安全を保護し、重要軍需産業施設の使用性能及び軍需産業に係る科学研究、生産、実験、保管等の活動の正常な進行を保障し、国防の現代化⁽²⁾に係る建設を強化するため、「中華人民共和国国防法」⁽³⁾、「中華人民共和国軍事施設保護法」⁽⁴⁾等の法律に基づき、この条例を制定する⁽⁵⁾。

第2条

この条例にいう重要軍需産業施設とは、国防の科学研究・生産の任務を担う企業・事業組織⁽⁶⁾が、重要な兵器・装備の科学研究、生産、実験、保管等の活動に直接使用することが

* この翻訳は、「重要军工设施保护条例」(2025年5月19日公布、同年9月15日施行)を訳出したものである。訳文中〔〕内の語句は、訳者が補ったものである。また、本稿では、中国の法律及び行政法規の原文は、国家法律法規データベース(「国家法律法规数据库」<<https://flk.npc.gov.cn/index.html>>)から閲覧した。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年11月14日である。

- (1) 中国語原文「重要军工设施」。
- (2) 中国語原文「国防现代化」。1954年以降、工業、農業、国防及び科学技術における水準向上を目指す「現代化(近代化)」が国の目標とされ、これらは「4つの現代化」と総称された。
- (3) 「中华人民共和国国防法」2020年12月26日改正、2021年1月1日施行。中華人民共和国主席令第67号。
- (4) 「中华人民共和国军事设施保护法」2021年6月10日改正、同年8月1日施行。中華人民共和国主席令第87号。日本語訳には、「軍事施設保護法」中国綜合研究所・編集委員会編『現行中華人民共和国六法』ぎょうせい、1988-(加除式資料)、pp.770-784がある。
- (5) 軍事施設保護法第1条では、同法は、軍事施設の安全を保護し、軍事施設の使用性能及び軍事活動の正常な進行を保障し、国防の現代化に係る建設を強化し、国防を強固にし、侵略を防ぐため、憲法に基づき制定されるとして定める。
- (6) 中国語原文「事业单位」。教育、医療等の公共サービスのため国が設立する非営利の事業体をいう。

できる、次に掲げる建物、場所及び装置をいう⁽⁷⁾。

- (1) 科学研究・生産の管理機構の所在場所 [並びに] 技術の研究開発、製造・組立て [及び] 補修・サポートに係る場所
- (2) 実験及び測定に使用する場所 [及び] 装置
- (3) 製品倉庫 [及び] 重大危険物品の保管庫
- (4) 文書庫、通信センター [及び] データセンター
- (5) 通信、観測 [及び] 航行誘導の施設・拠点
- (6) 専用港湾、ふ頭 [及び] 飛行場、専用鉄道路線⁽⁸⁾ [及び] 専用鉄道⁽⁹⁾ [並びに] 専用道路⁽¹⁰⁾
- (7) 国務院及び中央軍事委員会が定めるその他の重要軍需産業施設。

重要軍需産業施設の一覧は、国務院及び中央軍事委員会が定める。

第3条

重要軍需産業施設の保護に係る業務においては、中国共産党の指導を堅持し、総合的国家安全観⁽¹¹⁾を堅持し、国防科学技術工業の体制及び配置との適合 [並びに] 経済社会の発展との調和を堅持し、[並びに] 積極的な予防、内と外の両方の考慮 [及び] 総合的な調整を堅持し、重要軍需産業施設の安全を確保する⁽¹²⁾。

第4条

国務院の国防科学技術工業主管部門⁽¹³⁾は、全国の重要軍需産業施設の保護に対し、監督 [及び] 管理を実施し、中央軍事委員会の装備発展部⁽¹⁴⁾は、関係する職責を共同で履行する。国務院 [及び] 中央軍事委員会のその他の関係部門は、職責の分担に従い、重要軍需産業施設の保護に係る関係業務を遂行する。

県級⁽¹⁵⁾以上の地方人民政府は、当該行政区域内の重要軍需産業施設の保護に係る関係業務の責任を負う。県級以上の地方の国防科学技術工業管理部門及びその他の関係部門は、それぞれの職責の範囲内で、重要軍需施設の保護に係る関係業務を遂行する。

(7) 軍事施設保護法第2条では、同法にいう軍事施設とは、国が軍事目的で直接使用する建物、場所及び設備であり、①指揮を行う機関並びに指揮及び作戦用の地上・地下の工事 [に係る建造物]、②軍用の飛行場、港湾及びふ頭、③兵営、訓練場及び実験場、④軍用倉庫、⑤軍用の情報インフラ施設、軍用の偵察・航行誘導・観測用の施設・拠点、軍用の測量・航行誘導・航行援助の標識、⑥軍用の道路、専用鉄道路線（後掲注(8)参照）、軍用の送電線、軍用の石油、水、ガスの輸送管、⑦国境防衛及び海上防衛の管理施設、⑧国務院及び中央軍事委員会が定めるその他の軍事施設であると定める。

(8) 中国語原文「铁路专用线」。鉄道法（「中华人民共和国铁路法」2015年4月24日改正・施行）第2条では、企業等組織が管理する、国の線路又は他の路線と接続する支線と規定される。

(9) 中国語原文「专用铁路」。鉄道法第2条では、企業等組織が建設し、専ら当該組織のための輸送用に提供される線路と規定される。

(10) 中国語原文「专用公路」。道路法（「中华人民共和国公路法」2017年11月4日改正、同年11月5日施行）第11条では、企業等組織が建設し、維持管理を行い、専ら又は主として当該組織のための輸送用に提供される道路と規定される。

(11) 中国語原文「总体国家安全观」。各領域での国家安全の一体的保障を強調する、習近平政権の安全保障原則。

(12) 軍事施設保護法第3条第1項では、軍事施設の保護に係る業務においては、中国共産党の指導を堅持すること、各級政府及び軍事機関が、軍事施設を共同で保護すべきこと等を定める。

(13) 国務院の国防科学技術工業局を指す。

(14) 習近平政権の軍の組織機構改革に伴い中央軍事委員会に新設された、15の直属部門の一つ。国防科学研究・生産に対する指導及び管理を行う。

(15) 中国の地方行政区画は、省級、地区（市）級、県級、郷級の4階層から成る。

第5条

重要軍需産業施設の所在する企業・事業組織は、重要軍需産業施設の管理組織であり、この条例、関係法規及び国の関係規定に従い、重要軍需産業施設の保護に係る業務を担い、重要軍需産業施設の保護のため、人員、資金、物資〔及び〕技術に係る保障を提供し、重要軍需産業施設の保護レベルを絶えず向上させる。

第6条

重要軍需産業施設は、重要軍需産業施設保護区域⁽¹⁶⁾の設定により、保護が実施される。

重要軍需産業施設保護区域を設定できない重要軍需産業施設については、この条例、関係法規及び国の関係規定に従い、相応の保護措置を講じ、保護が実施される。

第7条

中華人民共和国の組織及び国民⁽¹⁷⁾は、等しく重要軍需産業施設を保護する義務を有する。

いかなる組織又は個人も、重要軍需産業施設を破壊し、〔又は〕危害を及ぼすことを禁止される。

いかなる組織又は個人も、重要軍需産業施設を破壊し、〔又は〕危害を及ぼす行為に対し、告発し、〔若しくは〕告訴する権利を有する⁽¹⁸⁾。

第8条

重要軍需産業施設の保護に係る業務において顕著な貢献をした組織及び個人に対し、国関係規定に基づき表彰及び報奨が行われる⁽¹⁹⁾。

第2章 重要軍需産業施設保護区域の設定

第9条

重要軍需産業施設保護区域の範囲は、重要軍需産業施設の管理組織が使用する陸地及び海域・島しょの範囲を超えないという原則に従い、重要軍需産業施設の管理組織が立案し、併せて所在地の省級の国防科学技術工業管理部門に報告し、省級の国防科学技術工業管理部門は、省級の人民政府の他の関係部門、所在地の県級又は区設市⁽²⁰⁾級の人民政府〔及び〕関係する軍事機関と共同で審査した後、省、自治区〔又は〕直轄市の人民政府に報告して同意を得る。同意を得た日から15日以内に、省級の国防科学技術工業管理部門は、国務院の国防科学技術工業主管部門に対し、重要軍需産業施設保護区域の範囲の設定状況を報告しなければならない。

重要軍需産業施設保護区域の範囲の調整は、前項の規定に従い処理される。

第10条

重要軍需産業施設保護区域の範囲の設定又は調整においては、重要軍需産業施設の安全〔及び〕秘密保護並びに使用性能が確保されるという前提の下、当該地域の経済建設、自然環境⁽²¹⁾

(16) 中国語原文「重要军工设施保护区」。

(17) 中国語原文「公民」。

(18) 軍事施設保護法第4条に、軍事施設について本条と同様の規定がある。

(19) 軍事施設保護法第8条に、軍事施設について本条と同様の規定がある。

(20) 中国語原文「设区的市」。省級の下に属する行政区である地区級の市のうち、下に区が設置されている比較的規模の大きい市をいう。

(21) 中国語原文「生态环境」。

保護及び文化財保護と調整し、地域住民の生産〔及び〕生活への影響を可能な限り抑えなければならない。

重要軍需産業施設の建設のため、重要軍需産業施設保護区域の範囲を設定し、又は調整する必要があるときは、重要軍需産業施設の建設計画が着工されるまでに完了しなければならない。ただし、国務院の国防科学技術工業主管部門の承認を得ている場合は、この限りでない。⁽²²⁾。

第 11 条

県級以上の地方人民政府は、国が統一的に定める様式に従い、重要軍需産業施設保護区域に標識板⁽²³⁾を設置しなければならない⁽²⁴⁾。

第 3 章 重要軍需産業施設の保護措置

第 12 条

重要軍需産業施設の管理組織は、具体的な条件に基づき、設定された重要軍需産業施設保護区域の範囲に応じて、陸地の重要軍需産業施設保護区域には壁を構築し、柵等の障害物を設置し、水域の重要軍需産業施設保護区域には障害物又は境界標識を設置しなければならない⁽²⁵⁾。

地形等の客観的な要因のため、陸地の重要軍需産業施設保護区域に壁を構築し、柵等の障害物を設置することができないときは、重要軍需産業施設の管理組織は、保護区域の周囲の境界に警告標識を設置し、かつ、技術的な防護措置を講じなければならない。

水域の重要軍需産業施設保護区域に、障害物又は境界標識を設置することが難しいときは、関係する海事管理機構⁽²⁶⁾は、重要軍需産業施設の管理組織から同機構に報告された水域の重要軍需産業施設保護区域の範囲設定の状況に従い、水域の重要軍需産業施設保護区域の位置及び境界を一般に公示しなければならない。海域の重要軍需産業施設保護区域は、海図において明示されなければならない。

第 13 条

陸地の重要軍需産業施設保護区域は、封鎖された環境下で管理されなければならない⁽²⁷⁾、重要軍需産業施設の管理組織は、次に掲げる安全防護措置を講じなければならない。

(1) 重要な場所の出入口に哨〔(しょう)〕戒所を設置すること、電子的監視、身分認証、

(22) 軍事施設保護法第 13 条に、軍事禁区（重要な軍事施設があり、又は安全・秘密保護の条件が厳しく、重大な危険要素があり、特別な措置により重点的に保護する必要のある軍事区域（同法第 9 条））及び軍事管理区（比較的重要な軍事施設があり、又は安全・秘密保護の条件が比較的厳しく、比較的大きな危険要素があり、特別な措置により保護する必要のある軍事区域（同法第 9 条））について、本条と同様の規定がある。ただし、同法第 13 条第 1 項には、「文化財保護」及び「地域住民の生産及び生活への影響を可能な限り抑えなければならない」との文言はない。また、同条第 2 項では、戦区（中国の軍組織の編成単位のうち最大のもの。）級以上の軍事機関の承認が得られた場合は除外されると定める。

(23) 中国語原文「标志牌」。

(24) 軍事施設保護法第 12 条に、軍事禁区及び軍事管理区について、本条と同様の規定がある。

(25) 軍事施設保護法第 16 条に、軍事禁区について、本条第 1 項及び第 3 項と同様の規定がある。同法第 21 条に定める軍事管理区については、実際の条件に基づき、壁を構築し、鉄条網又は境界標識を設置することを定める。

(26) 中国語原文「海事管理机构」。国務院の海事局及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(27) 中国語原文「封闭式管理」。

出入管理、車両通行止め等の技術的防護措置を講じること〔及び〕出入りする人員、交通手段及び物品・物資について安全検査を行い、必要に応じ、危険物検査を実施すること。

(2) 重大な危険要素があり、又は安全防護、電磁的防護、秘密保護等について特別な対応が求められる区域又は箇所に対して、電子的監視、危険物検査、早期警戒検知、危険の察知・処理⁽²⁸⁾、対偵察監視⁽²⁹⁾等の技術的防護措置を講じること。

水域の重要軍需産業施設保護区域には哨戒所を設置し、保護区域の境界では早期警戒探知、侵入警報、阻止・対抗措置⁽³⁰⁾等の安全防護措置を講じなければならない。

安全防護措置の具体的な基準は、国務院の国防科学技術工業主管部門が定める。

第 14 条

重要軍需産業施設の管理組織の同意を得ることなく、重要軍需産業施設の管理組織以外の人員、車両、船舶等が、重要軍需産業施設保護区域に進入することは禁止され、重要軍需産業施設保護区域に対して、写真・映像の撮影、録音、描画及び記述⁽³¹⁾を行うことは禁止される⁽³²⁾。重要軍需産業施設保護区域について実地調査、測量〔及び〕測位を行う必要が確かにあるときは、当該地域の省級の国防科学技術工業管理部門の同意を得なければならない。

重要軍需産業施設の管理組織以外の組織又は個人が、重要軍需産業施設保護区域の写真・映像の撮影、録音、描画、記述、実地調査、測量〔及び〕測位によるデータを使用するときは、当該地域の省級の国防科学技術工業管理部門の同意を得なければならない。

航空機が重要軍需産業施設保護区域の上空を飛行するときは、国の関係規定に従い承認を受け、かつ、承認された飛行計画に従い〔飛行を〕実施しなければならない。

重要軍需産業施設保護区域の壁、障害物、境界標識、警告標識〔及び〕技術的防護設備を破壊し、又は移動させることは禁止される。

第 15 条

重要軍需産業施設保護区域内において、重要軍需産業施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす施設を建築し、〔又は〕設置することは禁止される。

陸地の重要軍需産業施設保護区域の地下空間を開発し、利用することは禁止される〔が、ただし、〕法律〔及び〕行政法規に別に定めがあり、又は、国務院の国防科学技術工業主管部門及び省、自治区〔若しくは〕直轄市の人民政府の同意を得た場合はこの限りでない⁽³³⁾。

第 16 条

重要軍需産業施設保護区域内で講じた保護措置では重要軍需産業施設の安全〔及び〕秘密保護並びに使用性能を保証するのに十分でなく、又は重要軍需産業施設保護区域内の重要軍

(28) 中国語原文「险情感应处置」。

(29) 中国語原文「防侦察监视」。

(30) 中国語原文「拒止反制」。

(31) 中国語原文「記述」。外観、特徴及び関係する内容を文字で再現することをいう。总参谋部作战部ほか『《中华人民共和国军事设施保护法》释义』中国民主法制出版社、2014, p.68.

(32) 軍事施設保護法第 17 条では軍事禁區において、同法第 22 条では軍事管理区において、それぞれ部外者の行為に対する規制を定める。ただし、本条では、実地調査、測量、測位については禁止されず、主管部門の同意を要するのに対し、軍事禁區では関係軍事機関が承認しない限り、実地調査、測量、測位を含む全ての行為が禁止される。一方、軍事管理区では全ての行為について、禁止はされないが、管理組織の承認を要するとされる。そのほか、軍事施設保護法第 17 条では、航空機による水域軍事禁區上空の低空飛行を禁止することを定める。

(33) 軍事施設保護法第 18 条では軍事禁區において、同法第 23 条では軍事管理区において、それぞれ非軍事施設の建築又は設置を禁止し、地下空間の開発利用を禁止すること等を定める。

需産業施設に重大な危険要素があるときは、省、自治区〔又は〕直轄市の人民政府は、重要軍需産業施設の性質、地形並びに当該地域の経済建設及び社会発展の状況に基づき、重要軍需産業施設保護区域の外周に安全制御範囲⁽³⁴⁾を設定し、かつ、その外縁に安全警戒標識⁽³⁵⁾を設置することができる。

安全警戒標識は、県級以上の地方人民政府によって、国が統一的に定める様式に従い設置され、その〔設置〕地点については、省級の国防科学技術工業管理部門〔及び〕当該地域の県級又は区設市級の人民政府が、共同で確定する。

水域の重要な軍需産業施設保護区域の外周の安全制御範囲において、実際の水域に安全警戒標識を設置することが難しいときは、この条例の第12条第3項の規定に従って実行される⁽³⁶⁾。

第17条

重要な軍需産業施設保護区域の外周の安全制御範囲の設定によって、元々の土地及び土地の附属物〔並びに〕水域の所有権は変更されない。重要な軍需産業施設保護区域の外周の安全制御範囲内において、当該地域の住民は、通常のとおりに生産し、生活することができるが、ただし、爆破、射撃その他重要な軍需産業施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす活動を行ってはならない。

重要な軍需産業施設保護区域の外周の安全制御範囲を設定したことにより、不動産所有権者又は用益物権者⁽³⁷⁾の権利行使が影響を被ったときは、関係法規の規定に従い補償がなされる⁽³⁸⁾。

第18条

重要な軍需産業施設である飛行場の空域保護区域⁽³⁹⁾は、軍用飛行場の空域保護基準を参照して設定される。

飛行場の空域保護区域内では、飛行場の空域保護基準を超える建物、構築物⁽⁴⁰⁾その他の施設の増改築は禁止され、〔また、〕飛行の安全及び飛行場の航行援助施設⁽⁴¹⁾の使用性能に影響を及ぼす活動に従事してはならない。

飛行場管理組織は、飛行場の空域の保護状況を定期的に検査しなければならず、増改築された建物、構築物その他の施設が飛行場の空域保護基準を超過していることが判明したときは、速やかに国防科学技術工業管理部門及びその他の関係部門に報告しなければならない。関係部門は、法に従い速やかに処理しなければならない⁽⁴²⁾。

(34) 中国語原文「安全控制范围」。

(35) 中国語原文「安全警戒标志」。

(36) 軍事施設保護法第19条では、省級政府等により、陸地及び水域の軍事禁区の外周に安全制御範囲を設定し、その外縁に安全警戒標識を設置できること、当該標識の設置地点は、軍事禁区の管理組織及び所在地の県級以上の地方政府が、共同で確定すること等を定める。

(37) 中国語原文「用益物权人」。民法典（「中华人民共和国民法典」2020年5月25日公布、2021年1月1日施行）では、他者が所有する不動産又は動産に対し、占有、使用及び収益の権利を有し（第323条）、徵用等により、不動産又は動産の用益物権が消失し、又は影響を被る場合、補償を得る権利を有する（第327条）等と定める。

(38) 軍事施設保護法第20条では、軍事禁区の外周に設定される安全制御範囲について、同様の規定がある。

(39) 中国語原文「净空保护区域」。飛行機（ヘリコプターを含む。）の離着陸の安全を保障するため飛行場及びその周囲に設定される、物体の高度を制限する空域を指す。总参谋部作战部ほか 前掲注(31), p.197.

(40) 中国語原文「构筑物」。建物（内部で生活、居住できる）以外の、橋梁、トンネル、ダム等の人工建造物。

(41) 中国語原文「机场助航设施」。

地方人民政府は、保護措置を策定し、飛行場の空域保護区域内にある高層・大型の建物、構築物その他の施設について飛行障害標識を設置するよう関係部門に促さなければならぬ。

重要軍需産業施設である飛行場及び周辺の一定の範囲の区域において飛行活動を実施するときは、国の関係規定を遵守しなければならない。

第19条

重要軍需産業施設である無線固定施設⁽⁴³⁾ [及び] 電磁実験施設については、その電磁環境の保護範囲内において、無線固定施設 [及び] 電磁実験施設の使用性能に影響を及ぼす設備及び電磁障害物⁽⁴⁴⁾ を構築し、又は設置することは禁止され、[また、] 無線固定施設 [及び] 電磁実験施設の電磁環境に影響を及ぼす活動⁽⁴⁵⁾ に従事してはならない。

重要軍需産業施設である無線固定施設 [及び] 電磁実験施設のうち、その電磁環境の保護範囲及び保護措置については、軍及び地方の無線管理機構⁽⁴⁶⁾ が、国の無線管理の関係規定及び基準に従い、共同で指定するものとする。無線固定施設 [及び] 電磁実験施設等を使用するときは、国の無線管理の関係規定を遵守しなければならない⁽⁴⁷⁾。

第20条

重要軍需産業施設を利用して重大な科学的研究、生産 [及び] 実験活動を進める際、安全 [及び] 秘密保護の要因のため、周辺の特定の区域について臨時の統制を行い、特定の期間内における人員、車両、船舶 [及び] 航空機の進入を禁止し、又は関係する活動の展開を禁止する必要が確かにあるときは、重要軍需産業施設の管理組織は、活動開始から 15 営業日前までに、当該地域の県級の人民政府に統制申請を提出しなければならない。その他の組織の管理職権に関わる場合は、法に従い当該組織に統制申請を提出しなければならない。統制申請が法に従い承認された後、関係組織 [及び] 当該地域の県級の人民政府は、活動開始前までに、適切な方法で一般に公表し、かつ、統制活動を計画し、実施しなければならない。

第21条

重要軍需産業施設保護区域を設定できない専用鉄道路線 [及び] 専用鉄道については、「鉄道安全管理条例」⁽⁴⁸⁾ の規定に従い、線路の両側に、鉄道線路安全保護区域を指定して保護し、かつ、公示を行わなければならない。

専用鉄道路線 [及び] 専用鉄道の管理組織は、鉄道の安全に係る需要に見合った安全防護

(42) 軍事施設保護法第 29 条では、軍用飛行場の空域保護区域内の禁止行為及び軍用飛行場管理組織の義務について、同様の規定がある。

(43) 中国語原文「无线电固定设施」。無線送受信、方向探知、位置測位等を行う、非移動型の無線局。

(44) 電磁波を放射し、無線固定施設に電波干渉し、その使用性能に影響を及ぼす各種設備及び同施設の信号を阻害し、又は妨害する各種建築物、人工物等を含むとされる。总参谋部作战部ほか 前掲注(31), pp.101-103.

(45) 施設の使用性能に影響を及ぼす設備及び電磁障害物を建築し、又は設置するほか、無線発射装置をみだりに使用する等の、施設の使用性能及び正常な業務に電波干渉するその他の行為を指すとされる。同上

(46) 中国語原文「无线电管理机构」。国務院工業及び情報化部（「工业和信息化部」。（部は日本の省に相当））の無線管理局及びその指導を受ける組織を指すと考えられる。「中华人民共和国无线电管理条例」2016 年 11 月 11 日改正、同年 12 月 1 日施行。中華人民共和国国务院・中央軍事委員会令（第 672 号）

(47) 軍事施設保護法第 33 条では、軍用無線固定施設の電磁環境の保護範囲内において、軍用無線固定施設の使用性能に影響を及ぼす設備及び電磁障害物の建築及び設置を禁止し、軍用無線固定施設の電磁環境に影響を及ぼす活動に従事してはならないと定める。

(48) 「铁路安全管理条例」2013 年 8 月 17 日公布、2014 年 1 月 1 日施行。中華人民共和国国务院令第 639 号。鉄道線路の両側に鉄道線路安全保護区域を設けること（第 27 条）等を義務付けている。

施設を設置し、鉄道に対する管理及び保護を強化しなければならない。

第 22 条

重要軍需産業施設保護区域を設定できない専用道路は、みだりに占有し、[又は] 堀削してはならない。建設工事のため、専用道路を占有し、堀削し、横断し、[若しくは] 通過し、又は専用道路の用地を使用する必要があるときは、建設〔を行う〕組織は、事前に当該地域の省級の国防科学技術工業管理部門の同意を得なければならない。

専用道路及びその用地の範囲内において、物品を積み上げ、障害物を設置し、道路側溝を利用して汚染物を排出し、又はその他交通の安全性〔及び〕円滑性に影響を及ぼす活動を行うことは禁止され、[また、] 専用道路の両側において、道路の安全及び使用性能に危害を及ぼす爆破、堀削、採石等の活動に従事することは禁止される。

専用道路の管理組織は、専用道路の標識を設置し、道路の保全を強化し、道路の路面が平坦で、路肩〔及び〕法面が滑らかで、関係施設が完全な状態であることを保証しなければならない。

第 4 章 重要軍需産業施設の管理組織の責任〔及び〕義務

第 23 条

重要軍需産業施設の管理組織は、自組織の重要軍需産業施設に係る保護制度及び保護責任制を構築整備し、評価メカニズムを整備し、重要軍需産業施設の使用の安全〔及び〕秘密保護並びに使用性能を確実に保障しなければならない。

第 24 条

重要軍需産業施設の管理組織は、重要軍需産業施設の建設、使用及び保守等の全過程について安全管理を実施しなければならない。重要軍需産業施設の安全防護措置は、重要軍需産業施設の建設と同時に計画され、建設され、[及び] 使用されなければならない⁽⁴⁹⁾。

第 25 条

重要軍需産業施設の管理組織は、自組織の人員に対し定期的に訓練を実施し、自組織の人員が重要軍需産業施設を大切に保護し、重要軍需産業施設の安全保護に係る要件を実行し、重要軍需産業施設に関する国家秘密⁽⁵⁰⁾を守るように教育しなければならない⁽⁵¹⁾。

第 26 条

重要軍需産業施設の管理組織は、重要軍需産業施設に係るアーカイブを構築し、重要軍需産業施設に対して検査〔及び〕保守を定期的に実施し、必要に応じ、安全防護措置をグレードアップし、整備しなければならない⁽⁵²⁾。

(49) 中国語原文「同步规划、同步建设、同步使用」。行政事務において重視すべき原則とされる。

(50) 国家秘密保護法（「中华人民共和国保守国家秘密法」2024年2月27日改正、同年5月1日施行。中華人民共和国主席令第20号）では、国家の安全及び利益に関わり、一定の期間において一定の範囲の人員のみが把握する事項をいい（第2条）、国防、科学技術等に関する秘密事項が含まれ（第13条）、絶密、機密、秘密の3等級から成る（第14条）等と定める。

(51) 軍事施設保護法第42条では、軍事機関に対し、軍の人員が軍事施設を大切に保護し、その秘密を守るように教育すること等を義務付ける。

(52) 軍事施設保護法第43条では、軍事施設の管理組織に対し、軍事施設に係るアーカイブの構築、軍事施設に対する検査及び保守の実施等を義務付ける。

第 27 条

重要軍需産業施設の管理組織は、自組織における重要軍需産業施設の保護に係る緊急対応計画を策定し、緊急対応訓練を定期的に進めなければならない。

重要軍需産業施設の管理組織は、重要軍需産業施設の安全保護に係るリスク評価を定期的に計画して実施し、安全性に係る潜在的危険を速やかに発見し、及び除去しなければならない。

第 28 条

重要軍需産業施設の管理組織が治安警備上の重点組織⁽⁵³⁾であるときは、当該組織の治安警備の任務に適合する治安警備に係る機構を設置し、専任の治安警備の要員を配置し、重要軍需産業施設を当該組織の治安警備の重要箇所に指定し、かつ、重点的保護を実施しなければならない。

重要軍需産業施設の管理組織が反スパイ・安全防備に係る重点組織⁽⁵⁴⁾であるときは、反スパイ・安全防止の業務に係る要件を履行し、組織内に置かれた職能部門及び人員が反スパイ・安全防止の職責を担うことを明確にしなければならない。

重要軍需産業施設の管理組織は、ネットワークの安全及びデータの安全保護に係る責任を履行し、関係規定に従い重要軍需産業施設のネットワークの安全及びデータの安全に係る管理〔及び〕防護を強化しなければならない。重要軍需産業施設が基幹情報インフラ施設⁽⁵⁵⁾に関わるときは、重要軍需産業施設の管理組織は、関係規定に従い、関係する安全保護業務を遂行しなければならない。

重要軍需産業施設が、人民防空⁽⁵⁶⁾の業務において重点的な防護を必要とする目標又はテロ攻撃の防止に係る重点的目標であるときは、重要軍事施設の管理組織は、関係規定に従い防護義務を履行しなければならない。

第 29 条

重要軍需産業施設の管理組織以外の組織が重要軍需産業施設を使用するときは、重要軍需産業施設の管理組織は、当該使用組織の安全保護に係る責任を明確にし、同組織が安全保護措置を実施するよう指導し、〔及び〕監督しなければならない。

第 30 条

重要軍需産業施設の管理組織は、この条例の規定に違反し、重要軍需産業施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす行為に対し制止を行い、速やかに関係部門に報告し、かつ、法に従つ

(53) 中国語原文「治安保卫重点单位」。企業・事業組織内部治安警備条例（「企业事业单位内部治安保卫条例」2004年9月27日改正、同年12月1日施行。中華人民共和国国務院令第421号）第13条によれば、国防科学技術工業の重要な製品の研究、生産等を行う、国家の安全等に係る組織で、地方政府により指定されたものをいう。

(54) 中国語原文「反间谍安全防范重点单位」。反スパイ法（「中华人民共和国反间谍法」2023年4月26日改正、同年7月1日施行。中華人民共和国主席令第4号）及び反スパイ・安全防備業務規定（「反间谍安全防范工作规定」『中华人民共和国国务院公报』2021(14), 2021.5. <https://www.gov.cn/gongbao/content/2021/content_5609088.htm> 2021年4月26日公布・施行）によれば、国家安全機関（後掲注(64)）から指定され、スパイ防止のためのより強力な管理体制の整備等を義務付けられた組織をいう。

(55) 中国語原文「关键信息基础设施」。基幹情報インフラ施設安全保護条例（「关键信息基础设施安全保护条例」2021年7月30日公布、同年9月1日施行。中華人民共和国国務院令第745号）第2条では、エネルギー、交通、国防科学技術工業等の重要な産業及び分野のほか、一旦破壊等を被ると国家の安全等を大きく損なう可能性のある重要ネットワーク施設、情報システム等を指すとされる。

(56) 人民防空とは、人民大衆を動員して敵の空襲から国及び人民の生命財産を防護するためにとる措置と行動をいう（茅原郁生編『中国軍事用語事典』蒼蒼社、2006, p.236）。主な関係法律に、人民防空法（「中华人民共和国人民防空法」2009年8月27日改正・施行）がある。

た処理に協力しなければならない⁽⁵⁷⁾。

第31条

重要軍需産業施設の管理組織は、重要軍需産業施設の周辺の社会環境の状況を把握し、重要軍需産業施設の安全及び使用性能が危害を被るおそれのあることが判明した場合は、速やかに当該地域の省級の国防科学技術工業管理部門及びその他の関係部門に報告し、かつ、法に従った処理に協力しなければならない⁽⁵⁸⁾。

第32条

重要軍需産業施設の管理組織は、関係法規の規定に従い、重要軍需産業施設保護区域内の自然環境、天然資源及び文化財を保護しなければならない⁽⁵⁹⁾。

第5章 保障及び監督

第33条

県級以上の地方人民政府は、重要軍需産業施設の保護に係る具体的なプランを策定するものとし、それを公示し、施行することができる。

重要軍需産業施設保護区域が設定された重要軍需産業施設の保護に係る具体的なプランについては、重要軍需産業施設保護区域の範囲の設定に係るプランと併せて報告し、承認を受けなければならない⁽⁶⁰⁾。

第34条

県級以上の地方人民政府が国民経済・社会発展計画⁽⁶¹⁾を策定するとき、国務院の関係部門〔及び〕地方人民政府が国土空間計画⁽⁶²⁾等の計画を策定するときは、重要軍需産業施設の保護の必要性を統一的に勘案し、国防科学技術工業管理部門の意見を十分に聴取するものとする⁽⁶³⁾。

県級以上の地方人民政府は、重要軍需産業施設の保護に影響を及ぼす可能性のある建設計

(57) 軍事施設保護法第51条では、①軍事禁区及び軍事管理区への不法な進入又は水域軍事禁区上空の低空飛行、②軍事禁区及び軍事管理区に対する不法な撮影、録音、実地調査、測量、測位、描画及び記述、③軍事施設を破壊し、又は危害を及ぼす活動について、これを制止することが、軍事施設の管理組織の警備担当者に義務付けられている。また、制止に従わない場合、同第52条では、軍事施設の管理組織に対し、不法に進入した者の強制退去、違法行為に使用する機材の押収等のほか、緊急時には、障害物の除去、武器の使用等を認めている。

(58) 軍事施設保護法第44条では、軍事施設の管理組織に対し、同施設周辺の建設計画等の状況の把握のほか、軍事施設の安全及び使用性能が危害を被る危険性が判明した場合、関係する軍事機関及び現地政府の主管部門への報告等を義務付ける。

(59) 軍事施設保護法第45条では、軍事禁区及び軍事管理区について、同様の規定がある。

(60) 軍事施設保護法第41条では、軍事禁区、軍事管理区及びその範囲外に設定された軍事施設について、県級以上の地方政府が、軍事施設の管理組織と共に具体的な保護措置を定めるべきこととし、公示できることとした。

(61) 中国語原文「国民経済と社会发展规划」。政府が社会経済の達成目標を策定するいわゆる5か年計画を指す。

(62) 中国語原文「国土空间规划」。国土の特性に応じた各地区の役割、土地利用、都市・農村の発展等に係る計画で、国、省、市・県等の各級政府で策定される。

(63) 軍事施設保護法第36条では、県級以上の地方人民政府による国民経済・社会発展計画の作成及び軍事施設の保護に影響し得る建設計画の準備並びに国務院関係部門等による国土空間計画の作成においては、軍事施設保護の必要性を併せて考慮し、関係軍事機関の意見を書面で求めるべきこと、建設計画を審査し、承認する際は、軍事機関への意見徴求の状況を審査すべきこと、意見を求めていなかった場合は、追加で意見を求め、審査・承認の過程で建設計画の内容に生じた変更によって、軍事施設の保護に影響が及ぶ可能性がある場合は、改めて関係軍事機関の意見を求めるべきこと等を定める。

画を準備するときは、国防科学技術工業管理部門の意見を十分に聴取するものとする。必要に応じ、地方人民政府は、関係者と共同で、建設設計画に対し評価を行うことができる。国家安全上の事項に関わる建設設計画の許可については、法に従い国家安全機関⁽⁶⁴⁾が実施する。

国务院の関係部門又は県級以上的地方人民政府の関係部門が、本条第2項に規定する建設設計画を審査し、承認するときは、国防科学技術工業管理部門への意見徵求の状況について審査するものとする。規定に従い国防科学技術工業管理部門の意見を求めていなかったものについては、追加で意見を求めなければならない。審査・承認の過程で建設設計画の内容に生じた変更によって、重要軍需産業施設の保護に影響が及ぶ可能性がある場合は、改めて国防科学技術工業管理部門の意見を求めなければならない。

国防科学技術工業管理部門は、意見を求める文書を受け取った日から30日以内に、回答する意見を書面により提出しなければならない。上級機関の指示を受ける必要があり、又は実地調査、測量〔若しくは〕測定を要する場合は、適切な範囲で〔期間を〕延長することができるが、ただし、回答までの期間は、通常90日を超えてはならない。

第35条

重要軍需産業施設プロジェクトの構築を計画するときは、国防建設、地方経済建設、自然環境保護及び社会発展の必要性を総合的に考慮し、国土空間計画等の計画の要件に適合し、法に従い関係組織の意見を求め、安全〔及び〕秘密保護に係る環境評価及び環境影響評価を行わなければならない。

重要軍需産業施設が爆発、放射能、猛毒等の重大な危険要素を有しているときは、用地を選定する際に、国の関係基準の要件に従い、他の場所、施設、区域との間に、外部が安全である必要な距離⁽⁶⁵⁾を保っていなければならない。

第36条

県級以上的地方人民政府は、建設設計画を準備し、又は観光地を開発するときは、重要軍需産業施設を避けなければならない⁽⁶⁶⁾。

重要軍需産業施設の撤去、移設又は改築が確かに不可避であり、必要であるときは、規定に従い、当初承認し、又は届け出た機関に報告し、関係手続を履行した後、〔撤去等の〕要望を提出した地方人民政府は、関係規定に従い、補償又は政策的支援を与える。重要軍需産業施設の移設〔及び〕改築が、陸地、海域〔及び〕島しょの利用を伴うときは、法に従い速やかに関係手続を処理しなければならない。

第37条

各級の人民政府は、国防及び重要軍需産業施設の保護に係る教育を強化し、国民全体に国防に係る観念を増強させ、重要軍需産業施設を保護させ、重要軍需産業施設に関する国家秘密を守り、重要軍需産業施設を破壊し、〔又は〕危害を及ぼす行為を阻止させるものとする⁽⁶⁷⁾。

(64) 国務院の国家安全部及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(65) 中国語原文「必要的外部安全距离」。危険な化学物質を生産・貯蔵する企業等が確保するべき、外部の安全確保に必要な距離に関する国家規格、基準が定められている。「《危险化学品生产、储存装置个人可接受风险标准和社会可接受风险标准（试行）》解读」2014.6.27. 应急管理部 <https://www.mem.gov.cn/gk/zcjd/201406/t20140627_233065.shtml>

(66) 軍事施設保護法第38条では、軍事施設について、同様の規定がある。ただし、軍事施設の撤去、移設又は民用への転用に当たっては、省級政府又は国务院関係部門が、戦区級軍事機関と協議して決定し、国务院及び中央軍事委員会に報告し、承認を受けること等を定める。

第38条

国務院の国防科学技術工業主管部門は、重要軍需産業施設のリスクの管理制御に係るメカニズムを構築し、監督検査計画を策定し、関係部門と共同で監督検査を実施し、発見されたリスク〔及び〕潜在的危険を速やかに処理するものとする。

第39条

県级以上の地方人民政府は、重要軍需産業施設の周辺の安全〔及び〕秘密保護に係る潜在的危険について総合的な対策を進め、期限を付して、重要軍需産業施設の保護に影響を及ぼす潜在的危険及び問題を整理し改めるよう促し、重要軍需産業施設の保護プランを整備するものとする⁽⁶⁸⁾。

第40条

重要軍需産業施設の管理組織の上級に当たる企業・事業組織は、重要軍需産業施設の保護に係る業務を進めるよう重要軍需産業施設の管理組織を促し、指導し、かつ、これに必要な支援を提供しなければならない。

第6章 法的責任

第41条

次に掲げる行為が、治安管理上の違反行為を構成するときは、公安機関が法に従い治安管理処罰⁽⁶⁹⁾に処す。スパイ行為を構成するが、犯罪を構成しないときは、国家安全機関が法に従い処罰する。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する⁽⁷⁰⁾。

- (1) みだりに重要軍需産業施設に進入すること。
- (2) 重要軍需産業施設保護区域の外周の安全制御範囲内において、重要軍需産業施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす活動を行うこと。
- (3) 重要軍需産業施設である飛行場の空域保護区域内において、飛行の安全及び飛行場の航行援助施設の使用性能に影響を及ぼす活動を行うこと。
- (4) 重要軍需産業施設保護区域に対し、写真・映像の撮影、録音、描画、記述、実地調査、測量〔若しくは〕測位を不法に行い、又は重要軍需産業施設保護区域の写真・映像の撮影、録音、描画、記述、実地調査、測量〔若しくは〕測位によるデータを不法に使用すること。
- (5) 重要軍需産業施設保護区域の壁、障害物、境界標識、警告標識、技術的防護設備、重

(67) 軍事施設保護法第47条では、軍事施設について、同様の規定がある。

(68) 軍事施設保護法第48条では、県级以上の地方政府が、関係軍事機関と共に、管轄区域の軍事施設の保護状況の定期検査等を計画し、軍事施設の保護に影響を及ぼす潜在的危険及び問題を整理し改めるよう促し、軍事施設の保護措置を整備することを義務付ける。

(69) 刑事処罰には当たらない軽微な違法行為に対し、公安機関が行う行政処罰であり、警告、過料、拘留、許可取消しを含む。治安管理処罰法（「中华人民共和国治安管理处罚法」2025年6月27日改正、2026年1月1日施行予定。中華人民共和国主席令第49号）で規定される。

(70) 軍事施設保護法第60条では、①軍事禁区・軍事管理区への不法な進入又は航空機による水域軍事禁区上空の低空飛行、②軍事禁区外周の安全制御範囲内又は軍事禁区・軍事管理区に入らない軍事施設から一定の距離内の軍事施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす活動、③軍用飛行場の空域保護区域内で、飛行の安全及び航行援助施設の使用性能に影響を及ぼす活動、④軍事禁区・軍事管理区に対する不法な撮影、録音、実地調査、測量、測位、描画及び記述、⑤軍事禁区・軍事管理区の管理の秩序を乱し、及び軍事施設の安全に危害を及ぼす他の行為で、刑事罰を受けないもの、のいずれかを行い、制止に従わなかった場合、治安管理処罰法第23条（2025年改正後は第26条）の処罰規定を適用すると定める。

要軍需産業施設保護区域の標識板、重要軍需産業施設保護区域の外周の安全制御範囲の安全警戒標識及びその他の重要軍需産業施設に係る標識を破壊し、又は移動させること⁽⁷¹⁾。

- (6) 国の規定に違反して、重要軍需産業無線施設の正常な業務を故意に妨害し、又は重要軍需産業無線施設に有害な干渉を与え、関係主管部門の要求に従い是正することを拒否すること⁽⁷²⁾。
- (7) 重要軍需産業施設を利用して重大な科学的研究、生産〔及び〕実験活動を行う際の臨時の統制措置に違反すること。
- (8) 重要軍需産業施設保護区域の科学的研究・生産の秩序を乱し、及び重要軍需産業施設の安全に危害を及ぼすその他の行為。

第 42 条

この条例の規定に違反して、重要軍需産業施設保護区域内において、重要軍需産業施設の安全及び使用性能に危害を及ぼす施設を建築し、〔若しくは〕設置し、又は陸地の重要軍需産業施設保護区域の地下空間をみだりに開発し、利用したときは、天然資源⁽⁷³⁾、住宅・都市農村建設⁽⁷⁴⁾、漁業・漁政⁽⁷⁵⁾等の主管部門は、それぞれの職責に応じて、建設活動の停止を命じ、既に建設されたものに対しては、期限を付して取壊しを命じ、法に従い過料に処す。

第 43 条

この条例の規定に違反して、重要軍需産業施設である飛行場の空域保護区域内で、飛行場の空域保護基準を超える建物、構築物その他の施設を増改築したときは、天然資源、住宅・都市農村建設の主管部門は、それぞれの職責に応じて、建設活動の停止〔及び〕期限を付して高さ制限を超過した部分の取壊しを命じ、法に従い過料に処す。

第 44 条

承認を得ることなく、又は承認された飛行計画に従わず、重要軍需産業施設保護区域の上空で飛行活動を実施したときは、関係の法律〔及び〕行政法規に従い処罰を行う。

第 45 条

この条例の規定に違反して、重要軍需産業施設の電磁環境の保護範囲内において、無線固定施設〔及び〕電磁実験施設の使用性能に影響を及ぼす設備及び電磁障害物を建築し、〔若しくは〕設置したとき、又は、無線固定施設〔及び〕電磁実験施設の電磁環境に影響を及ぼす活動に従事したときは、天然資源主管部門、無線管理機構等の組織が、それぞれの職責に基づき警告を与え、期限を付して是正を命じる。期限内に是正されない場合は、妨害設備を差し押さえ、又は障害物を強制的に撤去し、法に従い過料に処す⁽⁷⁶⁾。

(71) 軍事施設保護法第 62 条では、国境防衛、海上防衛の管理施設及び軍事禁区・軍事管理区の壁、鉄条網、境界標識又は他の軍事施設を破壊したときは、治安管理処罰法第 33 条（2025 年改正後は第 39 条）の規定に従い処罰されると定める。

(72) 軍事施設保護法第 61 条では、軍用無線施設の正常な業務を故意に妨害し、又は軍用無線施設に有害な干渉を与え、関係主管部門の要求に従い是正することを拒否したときは、治安管理処罰法第 28 条（2025 年改正後は第 32 条）の規定に従い処罰されると定める。

(73) 国務院の天然資源部及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(74) 国務院の住宅都市農村建設部及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(75) 国務院の漁業漁政管理局及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(76) 軍事施設保護法第 59 条では、同法第 33 条の規定に違反して、軍用無線固定施設の電磁環境の保護範囲内において、軍用無線固定施設の使用性能に影響を及ぼす設備及び電磁障害物を建築し、若しくは設置したとき、又は、

第 46 条

この条例の規定に違反して、専用鉄道路線 [及び] 専用鉄道を破壊し、[又は] これに危害を及ぼしたときは、関係法律 [及び] 行政法規に従い処罰を行う。

第 47 条

この条例の規定に違反して、専用道路をみだりに占有し、[若しくは] 掘削し、又は専用道路の両側において、道路の安全及び使用性能に危害を及ぼす爆破、掘削、採石等の活動に従事したときは、交通運輸の主管部門⁽⁷⁷⁾は、違法行為の停止を命じ、3 万元⁽⁷⁸⁾以下の過料に処することができる。

この条例の規定に違反して、専用道路及びその用地の範囲内において、物品を積み上げ、障害物を設置し、道路側溝を利用して汚染物を排出し、又は交通の安全 [及び] 円滑な通行に影響を及ぼす他の活動を行い、道路路面の損壊 [若しくは] 汚染をもたらし、又は道路の円滑な通行に影響を及ぼしたときは、交通運輸の主管部門は、違法行為の停止を命じ、5 千元以下の過料に処することができる。

第 48 条

重要軍需産業施設の管理組織が、この条例の規定に違反して、保護措置を実施せず、保護責任を履行しなかったときは、国防科学技術工業管理部門は、面談⁽⁷⁹⁾、期限を付した是正命令等の措置を講じることができ、状況に応じて、警告 [又は] 通達による批判⁽⁸⁰⁾を与えることができる。好ましくない結果又は影響を及ぼした場合は、責任を有する指導者及び直接の責任者に対し、法に従い処分を行う。

第 49 条

公職者が重要軍需産業施設の保護に係る業務において、職務をおろそかにし、職権を乱用し、[又は] 私情にとらわれて不正を働く等の行為があったときは、法に従い処分を行う⁽⁸¹⁾。

第 50 条

この条例の規定に違反して、重要軍需産業施設に損失をもたらしたときは、法に従い賠償責任を負う⁽⁸²⁾。犯罪を構成するときは、法に従い刑事責任を追及する。

第 7 章 附則

第 51 条

この条例は、2025 年 9 月 15 日から施行される。

(ゆの もとお)

軍用無線固定施設の電磁環境に影響を及ぼす活動に従事したときは、天然資源、自然環境等の主管部門及び無線管理機構が警告を与え、期限を付して是正を命じること等を定める。

(77) 国務院の交通運輸部及びその指導を受ける地方政府の関係部門を指す。

(78) 1 人民元は、約 20.8 円（令和 7 年 11 月報告省令レート）。

(79) 中国語原文「约谈」。下級行政機関の問題に対し、話し合いを通じて指導し、是正を求める監督行為の一種。

(80) 中国語原文「通报批评」。行政の秩序に反した国民、組織等に対し、行政機関が行政処罰法（「中华人民共和国行政処罰法」2021 年 1 月 22 日公布、同年 7 月 15 日施行。中華人民共和国主席令第 70 号）に基づき行う行政処罰の一種。違法行為者の行為を公表し、批判を行うことをいう。

(81) 軍事施設保護法第 65 条では、軍事施設について、同様の規定がある。

(82) 軍事施設保護法第 67 条では、軍事施設について、同様の規定がある。